

○内閣府令第十七号

児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十一条第一項及び第二十六条第三項の規定に基づき、児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令

児童手当法施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第二号中「第六条の四第一項」を「第六条の四」に改める。

第十二条の十第三項各号列記以外の部分中「第五十六条第三項」を「第五十六条第二項」に改め、「徴収する費用」の下に「（同法第五十一条第四号又は第五号に係るものに限る。）」を加え、同項第五号中「第五十六条第三項」を「第五十六条第二項」に改め、「徴収する費用」の下に「（同法第五十一条第四号又は第五号に係るものに限る。）」を加える。

附 則

この府令は、平成二十九年四月一日から施行する。